

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市社会福祉審議会
根拠法令等	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
設置年月日	昭和47年4月1日
所掌事務	次に掲げる事項について調査審議する (1) 民生委員の適否の審査 (2) 身体障害者福祉 (3) 老人福祉 (4) その他社会福祉
委員数	35人以内
委員の構成	市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者
会議公開・非公開	民生委員の適否の審査、障害程度の審査、指定医師の審査及び指定自立支援医療機関の審査については非公開
非公開の理由	上記の審査をする場合は、個人に関する事項を扱い、個人の権利利益を害するおそれがあるので、審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号に該当。
事務局担当課	健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課 電 話 044(200)2626 ファックス 044(200)3929
ホームページアドレス	